

平塚商工会議所 新型コロナ対策

「新型コロナに負けるな！ がんばろう！ 七夕のまちひらつかプロジェクト」

特設情報掲示板運用要領

(目的)

第1条

この規約は、平塚商工会議所（以下「当所」という。）が「新型コロナに負けるな！ がんばろう！ 七夕のまちひらつかプロジェクト」特設情報掲示板（以下「特設掲示板」という。）への情報掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条

1. 本要領は、運営主体である当所と、周知等協力機関（以下「協力機関」）が共同で実施するものとする。
2. 前項にかかる協力機関は、当所と協力機関が協議の上、随時追加、取消ししできるものとする。

(情報掲載の種類及び範囲)

第3条

1. 当所掲示板に掲載する内容は、イベントや歓送迎会などの中止や来店客の減少により、売上げの減少や過剰在庫を抱えた事業所の売上げの回復や新たな販路の確保を目的に、各事業所の商品情報やサービス情報を掲載するものであって、その範囲は次のいずれにも該当しないものとする。
 - (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
 - (2) 公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの
 - (3) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する内容のもの
 - (4) 公職の候補者(当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第3条に規定する公職にある者を含む。)を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの。
 - (5) 宗教性のあるもの
 - (6) 個人の氏名広告にあたるもの
 - (7) 当所が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
 - (8) 当所ホームページの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、当所ホームページの情報掲載として適当でないと当所が判断するもの
2. 前項の規定は、特設掲示板へのリンク先として広告主が指定したホームページ（以下「広告主ホームページ」という。）の内容についても適用する。

(情報掲載の申込対象者、申込方法及び決定)

第4条

1. 当所特設掲示板に情報を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、掲載申込書提出時点で次の各号に掲げる条件を満たす場合のみとする。
 - (1) 当所会員事業所であること。
 - (2) 訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと。
 - (3) 掲載情報が一定期間であるもの（基準として1週間以上の情報）。
 - (4) その他、当所及び協力機関が定める要件を満たしていること。
2. 申込者は、「新型コロナに負けるな！ がんばろう！ 七夕のまちひらつかプロジェクト」掲載申込書（以下「申込書」という。）を当所に提出しなければならない。なお、写真データ提出については、当所が別に指定する方法による。

3. 当所は、前項の申込書の提出を受けたときは、前条の規定に基づき、情報掲載の適否を決定する。
4. 前項の情報掲載にて掲載決定したときのみ申込者の情報を掲載し、不可の決定をしたとき当所は申込者に連絡せず、掲載はしないものとする。

(掲載情報の作成等)

第5条

掲載情報の作成、及び申込書、写真データ提出に要する一切の費用は、申込者の負担とする。

(情報掲載場所等)

第6条

1. 情報掲載場所は、当所特設掲示板内下記ジャンルのいずれかに属するものとし、ジャンルは申込者が希望により複数選択できるものとする。

- (1) 在庫商材の在庫商材の販売
- (2) テイクアウト、弁当の販売
- (3) 宅配サービスの開始
- (4) 特別料金・特典あり
- (5) その他

2. 掲載位置は、各ジャンル内で申込順とする。

3. 協力機関は、当所が作成した特設掲示板のURLを各機関のホームページに掲載することができる。

4. 当所は、第1項の掲載場所に不足等が生じた場合や情報掲載場所を追加して設ける必要があると判断した場合は、いつでも修正等することができる。

(掲載情報の規格等)

第7条

1. 掲載情報の規格は次のとおりとする。

- (1) 店名
- (2) 取扱商品種別
- (3) 主な販売商品
- (4) 写真 (JPG、GIF形式の静止画のみ。)
- (5) 販売方法 (50文字以内)
- (6) 店舗住所
- (7) 電話番号
- (8) 企業から一言 (100文字以内、新型コロナ対策のPR文を必ず掲載)
- (9) URL
- (10) 問い合わせ先

2. 前項各号の規定のうち、使用可能な文字列は全角のみ対応し、環境依存文字 (JIS 第3水準漢字、第4水準漢字等) 及び、機種依存文字は除くものとする。

3. 第1項各号の規定のうち、提出された内容 (写真サイズやデータ容量が大きい場合含む) は、当所は申込者の許可を得ることなく特設掲示板の掲載に最適な内容に変更できるものとする。

(情報掲載の期間等)

第8条

1. 情報掲載の期間は、原則として日本政府等より新型コロナウイルス収束宣言を発表される日まで、または申込者が情報掲載の取消し申請を行った時点、若しくは第4条第1項の各号に掲げる条件を満たさなくなったときまでとする。

2. 前項に掲げる期間のうち、申込者が情報掲載の取消し申請を行った時点を除き、社会情勢その他自由

により、当所は短縮又は延長することができる。

3. 当所が情報掲載を終了とする場合は、終了時点で情報掲載している申込者に事前連絡することなく、情報掲載を終了できるものとする。

(情報掲載料等)

第9条

1. 情報掲載料は、無料とする。

(情報掲載の訂正、取消し)

第10条

1. 既に掲示板に掲載中の情報の一部、または全部を変更、若しくは取消しする場合、申込者は「新型コロナに負けるな！ がんばろう！ 七夕のまちひらつかプロジェクト」掲載内容訂正、取消し申請書（以下「訂正、取消し申請書」という。）を遅滞なく当所に提出しなければならない。
2. 当所は、次の規定に該当する場合、情報掲載期間中であっても申込者に事前の連絡をすることなく、情報掲載の全部、または一部を取消することができる。
 - (1) 申込者が第4条第1項の各号に掲げる条件を満たさなくなったとき
 - (2) 申込者のホームページが、事前の連絡なく、閉鎖されたとき。
 - (3) 申込者のホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、第3条第1項各号の規定に反する状態に至っていると判断したとき。
 - (4) 申込者が暴力団等の反社会的勢力、または反社会的勢力との関係を有していることが判明し、当該申込者の情報を掲載することが不相当であると判断したとき。
 - (5) その他、当所及び協力機関が定める要件を満たしていないことが判明したとき。

(免責事項)

第11条

本要領に基づき情報掲載した場合に生じた一切の責任は、当所および協力機関は一切の責任を負わないものとする。

(情報の共有)

第12条

本要領にかかる情報については、本要領に基づく内容に限り協力機関内で共有するものとする。

(要領の修正等)

第13条

本要領の修正等が必要となったときは、当所専務理事決裁の上、申込者や協力機関に通知することなく変更することができる。

(その他)

第14条

この要領に定めのないもの、または修正等が必要となったときは、当所と協力機関が協議し、当所専務理事決裁の上、別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和2年5月19日から施行する。